**今月のお知らせ　第３７０号**

新年明けましておめでとうございます

皆様の幸多き一年を心よりお祈り申し上げます

ＴＥＬ　043－241－6121

ＦＡＸ　043－243－3430

URL　https://www.osmk-ohb.co.jp

令和7年1月6日

代表社員　　石　田　　　洋　祐



　今年の年末年始休みは暦の巡り合わせが良く、9連休の方も多かったのではないかと思います。私は思いのほか人と会う約束も少なく、自宅でのんびりと過ごさせていただきました。年賀状を整理すると、年賀状じまいをする方が多かったのがとても印象的な新年の朝でした。

さて、昨年末に閣議決定された令和7年度の税制改正大綱は、話題の「103万円の壁」については、国民民主党の主張する178万円までは届かず「123万円」となりました。ただし、法律として成立するまでの与野党の攻防戦の行方によっては金額に変動があるかも知れません。動向に留意しつつ、今年初のお知らせは税制改正大綱の主なポイントについてまとめました。

個人所得課税

1. **物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応（103万円の壁）**

　・所得税の基礎控除を、合計所得金額が2,350万円以下である個人について10万円引き上げ、58万円とする。

　・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とする。

　・生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円を超えてもその親族等の合計所得金額85万円までは特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除が受けられ、また、その合計所得金額が85万円を超えた場合にも控除額は段階的に逓減し、123万円を超えるとゼロになる仕組みとする。

1. **確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ**

・第二号被保険者（主にサラリーマンなど）のiDeCoの拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額（現行月額5.5万円）に一本化した上で、この限度額を月額6.2万円に引き上げる。

・第一号被保険者（主に自営業者など）のiDeCoと国民年金基金との共通拠出限度額を、月額6.8万円から、月額7.5万円に引き上げる。

1. **子育て支援に関する政策税制**

・住宅ローン控除、住宅リフォーム税制、生命保険料控除について、子育て世帯に対し上乗せ措置等を講じる。

資　産　課　税

1. **固定資産税の課税標準の特例措置の延長**

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき中小企業者等が取得する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の見直しを行なった上で、適用期限を2年延長する。

1. **事業承継税制**

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、要件を緩和する。

1. **結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税の非課税措置の延長**

適用期限を2年延長する。

法　人　課　税

1. **中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等**

　　所得金額が10億円を超える事業年度について、年800万円以下の金額に適用される税率を現行の15％から17％に引き上げる見直しを行なった上で、適用期限を2年延長する。

1. **中小企業投資促進税制その他の中小企業向け税制の見直し等**

適用期限の延長及び、対象設備の見直しなど所要の見直しを行う。

消　費　課　税

**外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し**

　出国時に税関において持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、その確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

**防衛特別法人税**

　・法人税額に対し、税率4％の新たな付加税を課す。

　・令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

　・課税標準となる法人税額から500万円を控除する。